

# ○航空従事者技能証明の取消に関する通達

昭和 34 年 7 月 9 日

海幕総人第 2 号の 176

海上幕僚監部総務部長から各部隊の長・各機関の長あて

## 航空従事者技能証明の取消に関する通達

標記について、下記のとおり定められたので、該当者についてはすみやかに所要の手続をとられたい。命により通達する。

### 記

- 1 航空身体検査に関する訓令（昭和 33 年防衛庁訓令第 1 号）第 4 条第 3 項の規定によれば身体検査の合格証明は、「航空業務に従事できない期間が 3 箇月以上にわたるときはその効力を失い」とあるが、この規定の適用については、航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令（昭和 30 年防衛庁訓令第 21 号。以下「訓令」という。）第 11 条第 2 項の規定により、技能証明を取り消すものとする。
- 2 本人の自己意志により、操縦配置よりの辞退を申し出た場合は、訓令第 11 条第 2 項の適用により技能証明を取り消すものとする。